

滋賀県子ども基本条例案要綱の概要について

1 滋賀県子ども基本条例案について

- 令和 4 年 12 月に滋賀県子ども若者審議会へ諮問し、新たに設置した条例検討部会において 8 回に渡り議論を行った。条例検討部会では、高校生や大学生が委員として参画したほか、子どもへの WEB アンケートを実施するなどして、子どもの意見も踏まえた議論を行い、令和 6 年 6 月に答申を受けた。
- これを受けて、今般、子どもの権利が守られる社会づくりに関し、基本理念を定め、および県等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項等を定め、子ども施策を総合的かつ計画的に推進すること等により、もって子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的として条例を制定しようとするもの。

2 滋賀県子ども基本条例案のポイント

(1) 子どもの権利を明示

児童の権利に関する条約の 4 原則 (『差別の禁止』、『生命、生存および発達に対する権利』、『子どもの意見の尊重』、『子どもの最善の利益』) を踏まえ、子どもの権利を明示し、社会全体で子どもの権利が守られるための取組を推進していくことを基本理念として規定している。

(2) 子どもの意見の尊重

子どもの意見を尊重し、聴いた意見がどのように受け止められたのか、反映されたのかなどを子どもに回答 (フィードバック) することは、子ども自身の成長につながるものである。

条例案では、子どもの意見を聴き、その意見を尊重することを社会全体で推進することに加え、意見に対する適切な応答など子どもの意見を聴く場合の留意事項を規定している。

なお、子どもの意見の尊重にあたっては、基本理念として示す「子どもの最善の利益の優先考慮」という、子どもにとって最も善いことは何かを考慮することが重要であり、結果として子どもの意見のとおりにならないこともあり得る。

(3) 滋賀県子どもの権利委員会の設置

子どもを権利侵害から守る個別救済などを行う滋賀県子どもの権利委員会を知事の附属機関として設置する。(令和 7 年 10 月 1 日設置)

滋賀県子どもの権利委員会は、当事者と関係する機関や個人との間に入り、解決に向けた調査または調整を行い、必要に応じて、知事に対し必要な措置を講ずることや、関係者に対し必要な意見を述べるよう求めることができる。

3 検討の経過

令和4年12月27日 「(仮称) 滋賀県子ども基本条例」について知事から滋賀県子ども若者審議会へ諮問

令和5年3月6日～
令和6年6月11日 条例検討部会において検討(計8回開催)

令和6年6月14日 第20回滋賀県子ども若者審議会においてとりまとめ

令和6年6月21日 滋賀県子ども若者審議会から知事へ答申

令和6年7月8日 教育・子ども若者常任委員会へ答申内容の報告

令和6年11月20日 教育・子ども若者常任委員会【条例案要綱】

11月21日～
12月20日 県民政策コメントの実施

4 今後の主なスケジュール(予定)

令和7年1月24日 教育・子ども若者常任委員会【県民政策コメント実施結果】

令和7年2月 2月定例会議に上程

滋賀県子ども基本条例案 概要

条例の構成	
前文	
第1章 総則	
第2章 子どもの意見の尊重等	
第3章 子どもの権利の救済	
第4章 滋賀県子どもの権利委員会	
第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等	
第6章 基本計画等	
第7章 滋賀県子ども若者審議会	
第8章 推進体制の整備	
第9章 雑則 / 第10章 罰則	

前文	
○ 子どもは、個人として尊重され、一人ひとりが様々な個性や能力を持ったかけがえない存在	
○ 子どもは、大人と共に社会を構成する一員であって、あらゆる場所でその意見が尊重されなければならない	
○ 子どもは、今を生きる大切な存在であるとともに、次代の社会を担う存在であって、明日の滋賀の希望	
○ 子どもと大人には、子どもの権利について学び、考え、行動することが期待されている	
○ 特に、大人は、子どもに対して分かりやすく子どもの権利を伝えるとともに、子どもの立場に立って、子どもの意見に耳を傾け、適切に応答する責任がある	
○ 多様な主体が相互に連携および協力をし、社会全体で子どもの権利を守っていく	
○ 障害のある子ども、外国につながるを持つ子ども、いじめ、虐待、貧困等といった困難な状況に置かれた子どもなど様々な子どもの存在	
→子どもの権利を守り、誰一人取り残すことなく、滋賀の全ての子どもたちが自分らしく、健やかに、安心して育ち、子どもと子どもを取り巻く全ての人が笑顔で幸せに暮らすことができる滋賀の実現を目指す	

第1章 総則（第1条～第8条）

目的	○基本理念を定め、県等の責務を明示 ○子ども施策の基本となる事項等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進 →子どもの権利が守られ、心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現
----	--

定義	●子 ど も…心身の発達の過程にある者 ●子ども施策…子どもの権利が守られる社会づくりのために必要な子どもに関する施策およびこれと一体的に講ずべき施策 ●学 校 等…学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設
----	--

基本理念	子どもの権利が守られる社会づくりに向けて ○全ての子どもは次の権利を有することを認識 ・個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けない権利 ・適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利ならびに教育を受ける権利 ・自己に直接関係する全ての事項に関して、意見を表明する権利および多様な社会的活動に参画する権利
------	--

基本理念	○全ての子どもは、その年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される ○全ての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者との関わりを大切にしながら主体的に社会の形成に参画することができる ○全ての子どもへの支援が、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて切れ目なく行われる ○国、県、市町、父母その他の保護者、学校等、事業者、子育てを支援する団体および県民の相互の連携および協力
------	--

責務	県 …子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定・実施 国・市町など関係者との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携・協力 保護者…子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう育む 学校等…子どもの年齢および発達の段階に応じた支援、意見を表明することができる環境の整備、社会的活動への参画の促進、魅力ある環境づくり 事業者…雇用する子どもの健康および福祉の確保への配慮、雇用する労働者の職業生活・家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備 県 民…子どもの権利に対する関心と理解を深める、それぞれの立場における子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組
----	---

第2章 子どもの意見の尊重等

子どもの意見の尊重（第9条）	○県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもの意見を聴き、その意見を尊重することを社会全体で推進 ○子どもの意見を聴く場合の留意事項 ・十分かつ分かりやすい情報の提供 ・意見が尊重される ・意見を表明しやすい環境 ・意見の表明を促進するための措置 ・意見に対する適切な応答 ・意見表明を強要されない ・子どもの生活に関連している ・均等な機会の提供 ・安全に意見が表明できる
○県、保護者、学校等、事業者および県民は、自ら意見を表明することが困難な子どもの意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するよう努める	
○県は、子どもの意思をくみ取り、その意見を代弁することができる者の育成推進に取り組む	
○県は、子ども施策の策定・実施・評価に子どもの意見を反映させるための措置を講ずる	

子どもの社会的活動への参画の促進（第10条）	子どもの社会的活動への参画が学校等、地域等において促進されるよう、必要な措置を講ずる
------------------------	--

第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等

県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成（第17条）	子どもの権利および子ども施策に対する県民の関心理解を深め、子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう、本条例・児童の権利に関する条約・子ども施策の趣旨や内容に関する広報啓発活動に取り組む
子どもの権利が守られる社会づくりの推進に関する相談（第18条）	子どもの権利が守られる社会づくりに関する相談について、適切な処理を行う

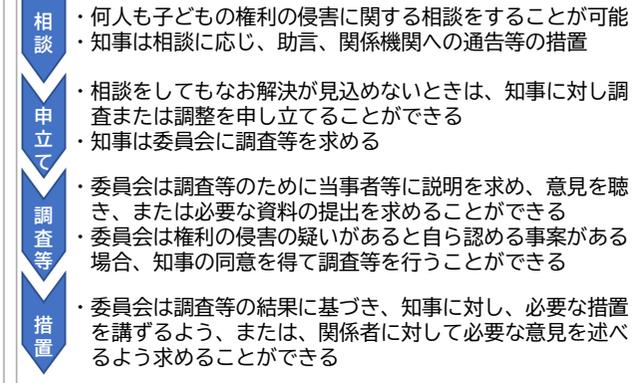
第6章 基本計画等（第19条、第20条）

・子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を策定 子ども施策の基本的な考え方、子ども・保護者等に対する具体的施策、子どもの権利および子ども施策に対する関心理解の増進、目標 等	
・毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を審議会へ報告し、公表	

第3章 子どもの権利の救済（第11条～第14条） 第4章 滋賀県子どもの権利委員会（第15条、第16条）

○知事の附属機関として「滋賀県子どもの権利委員会」を設置 ・委員5人以内 ・子どもの権利の侵害に関する事項の調査審議 ・子どもの権利の侵害に関する事項に関し知事に意見を述べる ・県が行う広報啓発活動への協力	
---	--

子どもの権利の救済の流れ



第7章 滋賀県子ども若者審議会（第21条、第22条）

・滋賀県附属機関設置条例を改正し、本条例に設置根拠を置く ・基本計画の策定に関する調査審議 ・子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項について調査審議	
---	--

第8章 推進体制の整備（第23条）

・子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な体制整備	
-------------------------------	--

第9章 雑則（第24条、第25条） / 第10章 罰則（第26条）

・必要な財政上の措置 ・子どもの権利委員会の委員が守秘義務に違反した場合の罰則	
--	--

付則

・施行日：令和7年4月1日 （ただし、第3章、第4章および第10章は令和7年10月1日） ・滋賀県子ども条例の廃止、滋賀県附属機関設置条例の一部改正	
--	--

滋賀県子ども基本条例案要綱

第1 制定の理由

子どもは、個人として尊重され、一人ひとりが様々な個性や能力を持ったかけがえのない存在です。

子どもは、大人と共に社会を構成する一員であって、あらゆる場所でその意見が尊重されなければなりません。

子どもは、今を生きる大切な存在であるとともに、次代の社会を担う存在であって、明日の滋賀の希望です。

児童の権利に関する条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの生命、生存および発達に対する権利の保障、子どもの意見の尊重ならびに子どもの最善の利益の確保を原則としており、子どもの権利が守られる社会を実現することが求められています。

そのため、子どもと大人には、子どもの権利について学び、考え、行動することが期待されています。

特に、大人は、子どもに対して分かりやすく子どもの権利を伝えるとともに、子どもの立場に立って、子どもの意見に耳を傾け、適切に応答する責任があります。

さらには、子どもの持つ大いなる可能性が限りなく広がるように、県はもとより、国、市町、保護者、学校等、事業者、子育てを支援する団体、県民といった多様な主体が相互に連携および協力をし、社会全体で子どもの権利を守っていかなければなりません。

こうしたことから、子どもの権利が守られる社会づくりに関し、基本理念を定め、および県等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項等を定め、子ども施策を総合的かつ計画的に推進すること等により、もって子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする滋賀県子ども基本条例を制定しようとするものです。

第2 概要

1 目的（第1条関係）

この条例は、子どもの権利が守られる社会づくりに関し、基本理念を定め、および県等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項等を定め、子ども施策を総合的かつ計画的に推進すること等により、もって子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とすることとします。

2 定義（第2条関係）

この条例の主な用語の定義に関する規定を設けることとします。

3 基本理念（第3条関係）

- (1) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、個人として尊重され、その基本的人権が保障される存在であるとともに、差別的取扱いを受けることがない権利を有する存在であるとの認識の下に、推進されなければならないこととします。
- (2) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利ならびに教育を受ける権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならないこととします。
- (3) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する権利および多様な社会的活動に参画する権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならないこととします。
- (4) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、その年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを旨として、推進されなければならないこととします。
- (5) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者との関わりを大切にしながら、主体的に社会の形成に参画することができるよう、推進されなければならないこととします。
- (6) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもへの支援が、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて切れ目なく行われるよう、推進されなければならないこととします。
- (7) 子どもの権利が守られる社会づくりは、国、県、市町、保護者（父母その他の保護者をいう。以下同じ。）、学校等、事業者、子育てを支援する団体および県民の相互の連携および協力の下に、推進されなければならないこととします。

4 県の責務（第4条関係）

- (1) 県は、3の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定し、および実施するものとします。
- (2) 県は、子ども施策の策定および実施に当たっては、国、市町、保護者、学校等、事業者、子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、および協力するものとします。

5 保護者の責務（第5条関係）

保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう、子どもを育まなければならないこととします。

6 学校等の責務（第6条関係）

- (1) 学校等は、教育を受ける権利および福祉に係る権利を実現するための重要な場であることを踏まえ、基本理念にのっとり、子どもの年齢および発達の段階に応じ、一人ひとりが抱える困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸長および能力の発達に資するよう、子どもへの支援を行わなければならないこととします。

- (2) 学校等は、基本理念にのっとり、学校等において自己に直接関係する全ての事項に関して子どもが意見を表明することができる環境の整備に取り組まなければならないこととします。
- (3) 学校等は、基本理念にのっとり、学校等および地域における子どもの社会的活動への参画を促進しなければならないこととします。
- (4) 学校等は、基本理念にのっとり、子どもが安心して楽しく過ごすことができる魅力ある環境となるために必要な取組を行わなければならないこととします。

7 事業者の責務（第7条関係）

事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する子どもの健康および福祉の確保への配慮、保護者をはじめとするその雇用する労働者の職業生活および家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備その他の子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならないこととします。

8 県民の責務（第8条関係）

県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、それぞれの立場において、子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならないこととします。

9 子どもの意見の尊重（第9条関係）

- (1) 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが、社会全体で推進されるよう努めなければならないこととします。
- (2) 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴く場合には、次に掲げる事項に留意しなければならないこととします。
 - ア 子どもが意見を表明するために提供される情報は、子どもにとって十分で、かつ分かりやすいものであること。
 - イ 子どもが意見の表明を強要されないこと。
 - ウ 表明された子どもの意見が尊重されること。
 - エ 意見を聴く内容が子どもの生活に関連する内容であることが子どもに理解されること。
 - オ 子どもが意見を表明しやすい環境が整備されること。
 - カ 全ての子どもに対して均等な機会が提供されること。
 - キ 子どもの意見の表明を効果的に促進するために必要な措置が講じられること。
 - ク 子どもが安全に意見を表明することができるよう、匿名性の確保その他の必要な措置が講じられること。
 - ケ 子ども意見に対して適切に応答がされること。
- (3) 県、保護者、学校等、事業者および県民は、自ら意見を表明することが困難な子どもの意思をくみ取り、必要に応じてその子どもの意見を代弁するよう努めなければならないこととします。

- (4) 県は、自ら意見を表明することが困難な子どもの意思をくみ取り、必要に応じてその子どもの意見を代弁することができる者の育成を推進するものとします。
- (5) 県は、子ども施策の策定、実施および評価に当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとします。
- 10 子どもの社会的活動への参画の促進（第10条関係）
- 県は、子どもの社会的活動への参画が学校等、地域等において促進されるよう、必要な措置を講ずるものとします。
- 11 子どもの権利の侵害に関する相談（第11条関係）
- (1) 何人も知事に対し、子どもの権利の侵害に関する相談（(2)および12において「相談」という。）の申出をすることができることとします。
- (2) 知事は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとします。
- ア 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。
- イ 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- 12 調査および調整の申立て（第12条関係）
- 相談の申出をした者は、相談をしてもなお相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のための調査または調整（以下「調査等」という。）を申し立てることができることとします。
- 13 調査等（第13条関係）
- (1) 知事は、12による調査等の申立てがあったときは、滋賀県子どもの権利委員会に調査等を求めるものとします。
- (2) 滋賀県子どもの権利委員会は、前項の規定による調査等の求めがあったときは、当該調査等の求めに係る相談事案（以下「対象事案」という。）が次のいずれかに該当する場合を除き、調査等を行うものとします。
- ア 調査等の必要がないと認めるとき。
- イ その性質上調査等を行うことが適当でないとき。
- (3) 滋賀県子どもの権利委員会は、子どもの権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案（対象事案を除く。）がある場合は、知事の同意を得て、当該事案について調査等を行うことができることとします。
- (4) 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行う場合には、あらかじめ対象事案または(3)の事案（以下「対象事案等」という。）に係る権利の侵害を受けた疑いがある子どもおよびその保護者の同意を得なければならないこととします。ただし、当該子どもの置かれている状況その他の事情により当該子どもまたはその保護者の同意を得る必要がないと認める場合は、この限りでないこととします。
- (5) 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等のために必要があると認めるときは、対象事案等の当事者（12により調査等を申し立てた者を含む。以下同じ。）その他の関係者に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることができることとします。
- 14 報告等（第14条関係）

- (1) 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行ったときはその結果を、調査等を行わないこととしたときはその旨を、知事に報告するものとします。
- (2) 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等の結果に基づき必要があると認めるときは、知事に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求めることができることとします。
 - ア 対象事案等に関し必要な措置を講ずること。
 - イ 対象事案等の当事者その他の関係者に対し当該対象事案等に関し必要な意見を述べること。

15 滋賀県子どもの権利委員会（第15条関係）

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）を設置することとします。
- (2) 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子どもの権利の侵害に関する事項について調査審議することとします。
- (3) 委員会は、(2)の調査審議を行うほか、子どもの権利の侵害に関する事項に関し、知事に意見を述べるができることとします。
- (4) 委員会は、知事の求めに応じて、17(1)の施策の実施について必要な協力を行うものとします。

16 委員会の組織等（第16条関係）

- (1) 委員会は、委員5人以内で組織することとします。
- (2) 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命することとします。
- (3) 委員の任期は、3年とすることとします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとします。
- (4) 委員は、再任されることを妨げないこととします。
- (5) 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとします。
- (6) 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命することとします。
- (7) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとします。
- (8) 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととします。その職を退いた後も、同様とすることとします。
- (9) (1)から(8)までのほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

17 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成（第17条関係）

- (1) 県は、子どもの権利および子ども施策に対する子どもをはじめとする県民の関心と理解を深めるとともに、子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう、この条例

および児童の権利に関する条約ならびに子ども施策の趣旨および内容に関する広報活動および啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとします。

(2) 県は、(1)の施策を講ずるに当たっては、子どもにとって分かりやすい情報を提供するものとします。

18 子ども権利が守られる社会づくりの推進に関する相談（第18条関係）

知事は、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項（子どもの権利の侵害に関する事項を除く。21(2)および(3)において同じ。）について、保護者、学校等、事業者、子育てを支援する団体および県民から相談の申出があった場合は、次に掲げる措置その他当該申出の適切な処理を行うものとします。

(1) 相談に応じ、必要な調査、助言および情報の提供を行うこと。

(2) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

19 基本計画の策定（第19条関係）

(1) 知事は、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとします。

(2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

ア 子ども施策の基本的な考え方

イ 子どもおよび保護者等に対する具体的な施策

ウ 子ども権利および子ども施策に対する関心と理解の増進に関する事項

エ 子ども施策の目標

オ アからエまでのほか、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、子どもをはじめとする県民その他の関係者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならないこととします。

(4) 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県子ども若者審議会の意見を聴かななければならないこととします。

(5) 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととします。

(6) (3)から(5)までは、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用することとします。

20 施策の実施状況の公表（第20条関係）

知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施の状況を滋賀県子ども若者審議会に報告するとともに、公表しなければならないこととします。

21 滋賀県子ども若者審議会（第21条関係）

(1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県子ども若者審議会（以下「審議会」という。）を設置することとします。

- (2) 審議会は、19(4)の事項および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項各号に掲げる事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項について調査審議することとします。
- (3) 審議会は、(2)の調査審議を行うほか、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べるができることとします。

22 審議会の組織等（第22条関係）

- (1) 審議会は、委員20人以内で組織することとします。
- (2) 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命することとします。
- (3) 委員の任期は、3年とすることとします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとします。
- (4) 委員は、再任されることを妨げないこととします。
- (5) 審議会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとします。
- (6) 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識および経験を有する者のうちから知事が任命することとします。
- (7) 臨時委員は、当該特別の事項の調査が終了したときは、解任されるものとします。
- (8) 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととします。その職を退いた後も、同様とすることとします。
- (9) 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとします。
- (10) (1)から(9)までのほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

23 推進体制の整備（第23条関係）

県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとします。

24 財政上の措置（第24条関係）

県は、子ども施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

25 規則への委任（第25条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

26 罰則（第26条関係）

16(8)に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとします。

27 その他

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、11から16までおよび26ならびに(3)の一部は、同年10月1日から施行することとします。
- (2) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとします。

- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (4) 関係条例を廃止することとします。
- (5) 関係条例について必要な改正を行うこととします。